

令和 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 愛媛県久万高原町長 様	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	受付日付印
氏 名	様

受付団体名 愛媛県久万高原町

注 意 事 項

「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を注意事項に留意して記入のうえ、久万高原町へ送付してください。

(注1)

申告特例申請書の内容が、寄附を行った翌年の1月1日までに変更となった場合は、申告特例申請事項変更届出書を1月10日までに寄附をした自治体(久万高原町)に提出してください。電話番号のみの変更の場合は提出の必要はありません。届出書の提出がない場合は、申告特例の適用を受けられません。

(注2)

5自治体を超える自治体に寄附を行った場合は、全ての寄附について申告特例の適用を受けられませんので、税額控除を受けるためには、確定申告等の手続きが必要となります。詳しくは、1月1日現在にお住まいの市町村にお問い合わせください。(同じ自治体への寄附は、何度行っても1自治体と数えます。)

(注3)

次の(1)(2)の両方に該当する方が申告特例対象寄附者となります。

(1) 確定申告書を提出する義務のない方や給与収入額が2,000万円以下の給与所得者の方など

(2) 寄附金控除を受ける目的外に市県民税の申告書の提出を要しない方

(注4)

寄附を行った自治体数が5自治体以下の方が申告特例対象寄附者となります。5自治体を超える場合は、(注2)に示したとおりとなります。

(送付先・問い合わせ先)

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212

久万高原町 まちづくり営業課

電話： 0892-21-1111(代表)

FAX： 0892-21-2860(代表)

Email： eigyou@kumakogen.jp

提出日を記入してください。

捺印してください。

令和 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 愛媛県久万高原町長 様		整理番号	
住所	東京都〇〇区〇〇町 □□丁目△△番地000号	フリガナ	フルサト イチロウ
		氏名	故里 一郎 印
電話番号	00-0000-0000	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
		性別	男 ○ 女
		生年月日	明・大 40・6・13 昭・平

第五十五号の五様式（附則四関係）

太枠内の項目を全て記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。 ※申請の際は、個人番号と本人確認ができるものを併せて送付ください(詳細別添資料参照)。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した事項に変更が生じた場合は、申告の特例の適用を受けるための申告の特例の変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるためには、申告の特例について申告の特例の適用に関する事項を記載してください。

寄附をした年月日と金額を記入します。 ※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるために、①及び②に該当する場合、その旨を申告してください。

「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。(寄附回数ではなく、寄附先の自治体数)

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	東京都〇〇区〇〇町□□丁目△△番地000号	受付日付印
氏名	故里 一郎 様	

住所と氏名を記入してください。

受付団体名 愛媛県久万高原町